



低所得者・子育て世帯を支援 プレミアム付商品券

消費税率引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするため、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券を発行します。

問い合わせ 社会課プレミアム付商品券担当（市庁舎2階、☎65・4233）

プレミアム付商品券の対象者は

プレミアム付商品券の対象者は、平成31年度の住民税が課税されていない人と、平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子どもがいる世帯の世帯主です。（図）

低所得者分は、該当者1人につき、2万5000円分の商品券を

図 プレミアム付商品券の対象者

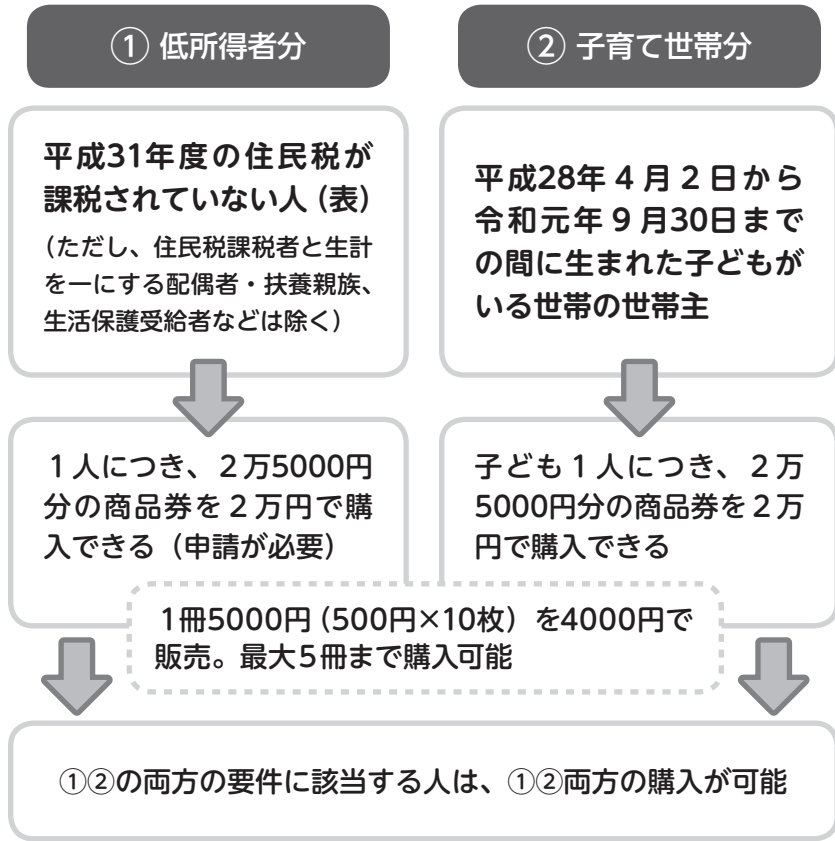


表 住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）

（給与所得者）		（公的年金など受給者）	
区分	非課税限度額* （給与収入ベース）	区分	非課税限度額* （年金収入ベース）
単身	97万円	単身 65歳以上	152万円
夫婦	148万円	単身 65歳未満	102万円
夫婦子1人	190万3999円	夫婦 65歳以上	203万円
夫婦子2人	235万9999円	夫婦 65歳未満	160万6666円

※帯広市（生活保護基準の2級地）における非課税限度額

商品券購入には引換券が必要

プレミアム付商品券の購入には、引換券が必要です。①低所得者分は、申請書を8月上旬（予定）に、

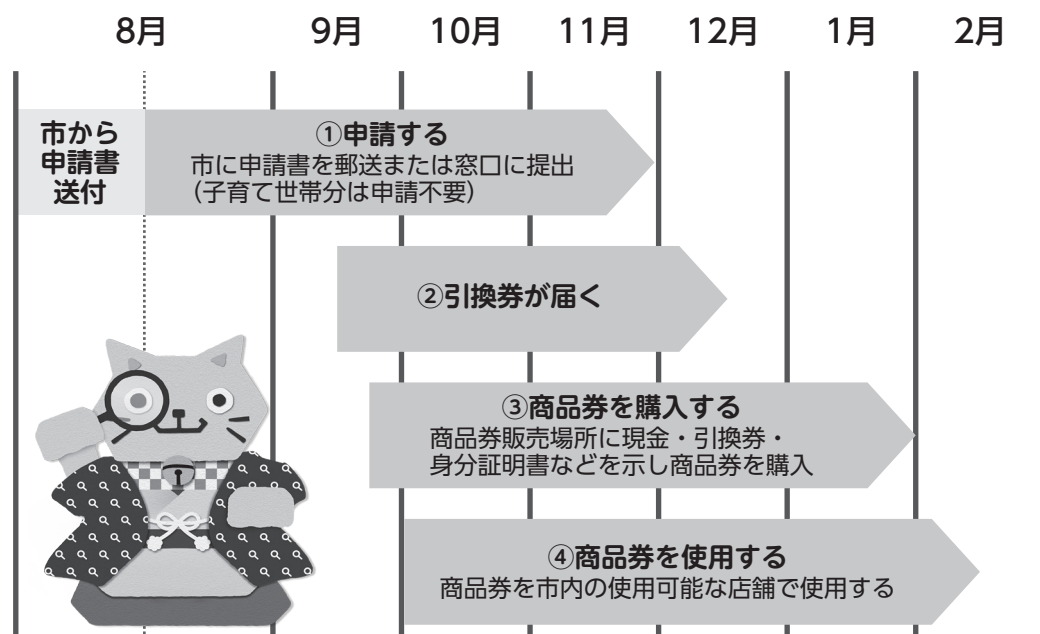
対象者と見込まれる人に送付します。申請書に必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。窓口での申請も可能です。申請内容を審査し、対象者と確認できた人に引換券を送付します。

申請期限 11月30日（出）

申請窓口 市庁舎2階 社会課

窓口での申請は混雑が予想されるので、郵送による申請にご協力ください。

プレミアム付商品券の申請から使用までの流れ



- 申請書は、平成31年1月1日時点で住民票があった自治体から送付されます。1月1日以降に帯広市に転入してきた人は転入前の市町村に申請を行い、引換券が送られてきたら、帯広市役所（社会課）で帯広市の引換券と交換してください。
- 1月1日以降に帯広市から転出した、もしくは転出する人は、帯広市から送付される引換券を、転出先の市町村で転出先の引換券と交換してください。

商品券の販売と使用期間

1冊10枚綴り（1枚500円）の5000円分商品券を4000円で販売します。

販売期間中に、引換券1枚につき最大5冊まで購入できます。

商品券の販売場所 藤丸百貨店、信販会社（NCおびひろ、日専連ジェミス）、市内スーパー（ダイイチ、フクハラ）を予定

販売日時は、販売場所によって異なります。購入引換券の裏面に

②子育て世帯分 対象者に直接引換券を送付します。引換券は9月下旬以降、随時発送する予定です。

配偶者からの暴力を理由に避難している人も購入対象

配偶者からの暴力を理由に避難している要件を満たす人は、帯広市に住民登録がなくても、必要な手続きをすることで、商品券が購入できます。

男女共同参画推進課（市庁舎3階、☎65・4134）に相談してください。

記載するので確認してください。商品券の使用期間 10月1日（火）～翌年2月15日（土）商品券購入後の返金はできません。また、使用の際に釣り銭は支払われないのでご注意ください。

商品券使用可能店舗を募集

プレミアム付商品券は、「参加店」に登録した店舗で使うことができます。

商工団体などを通じた参加店募集も行いますが、市内の事業者単独による参加店も募集します。

一部、商品券利用対象外となる商品や業種があるため、取り扱いの可否は審査の上で決定します。

詳細は、東洋印刷までお問い合わせください。

募集期限 8月9日（金）

商品券事業受託者 東洋印刷（西10南9、☎23・1321）



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」に注意してください

- 市や内閣府などが、「プレミアム付商品券」を販売するために、手数料の振り込みを求めることは、絶対にありません。
- 市や内閣府などが、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- 個人情報も同様の手口で詐取されることがあります。不審な電話があった場合には、一度電話を切り、社会課か警察署（警察相談専用電話（#9110））に連絡してください。

